

平成11年11月5日

介護制度に関する与党3党申し入れ
(10月29日)に対する政府の考え方

「1. 介護については、平成12年4月1日より
新しい制度を実施する。」について

- 10月29日の介護制度についての与党3党による申し入れを重く受け止めて、
 - (1) 平成12年4月1日から介護保険法を実施すること
 - (2) 高齢者保険料の特別措置及び医療保険者対策に要する財源は国が負担すること
- との基本原則の下に、政府の責任において、新制度の円滑な実施のための特別対策を講じます。

〔高齢者保険料対策〕

「2. 新しい介護制度の円滑な実施のため、介護サービスの適正な給付が実現するまでの概ね半年間、保険料に関わる部分については実施しない。

この措置にかかる財源については国が負担する。」について

- 与党の申入れを踏まえ、平成12年9月までの半年間は、国民が新しい制度の下で、要介護認定などの手続きや介護サービスの利用方法に慣れるまでの期間とし、高齢者の保険料は徴収しないことができるよう、その分を国で負担します。
- その後の平成12年10月からの1年間についても、高齢者の保険料を経過的に1／2軽減できるようにし、高齢者に新たな負担に慣れていただくよう配慮します。
- このため、各市町村が設置する基金に対し、国が臨時特例交付金を交付し、各市町村が基金の資金を保険料軽減に充て、さらに準備経費の一部に充てられるようにします。

(参考)

- 所要額；約7,850億円（全額国費）

[医療保険者対策]

「 なお、2号被保険者については、概ね半年間全体として負担増を解消するため、国が医療保険者に財政支援を行う。この趣旨を踏まえて運用面で配慮する。」について

- 40歳～64歳までの方々（第2号被保険者）の負担については、介護保険法の施行に伴う医療保険者の負担のうち、すでに老人医療で負担している分を除いた負担増の1年分について、個々の保険者の財政状況等をくみとりつつ、国が医療保険者に財政支援を行い、全体として、新たな負担増をおさえることとしました。

(参考)

- 所要額；約1,260億円（全額国費）

「3. 現にホームヘルプサービスを利用している低所得者の利用者負担は、当面3パーセント程度に軽減する。」について

- 利用者負担は原則10%となっており、低所得者については負担の上限を低くするなどの特例が設けられていますが、これに加えて、低所得者について、次のようなきめ細かな対策を講じます。

- (1) ホームヘルプサービスにかかる利用者負担の軽減
 - ①低所得世帯で法施行時にホームヘルプサービスを利用していた高齢者については、当面3年間は3%とし、その後段階的に引き上げ、平成17年度から10%とする。
 - ②低所得世帯で法施行時に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者などについては、平成16年度までの間、3%とする。
- (2) 社会福祉法人による利用者負担の減免に対する支援措置
- (3) 生活福祉資金貸付制度の拡充（介護費用を貸付事由に追加し、増資）

「4. 家族介護支援については、介護者の物心両面にわたる負担を軽減するため、慰労金やりフレッシュ事業等の適正な措置を講じる。」について

- 家族介護への支援の在り方については、平成13年度末までに介護保険法の施行状況等も踏まえて検討しますが、その間の当面の措置として、介護保険法とは別に、市町村が自らの選択により、次のような家族介護支援特別事業（メニュー事業）を行った場合に国も助成します。
 - ① 家族介護者がヘルパーとして働けるよう、ヘルパーの資格取得を応援します。
これにより、家族への介護と他への介護を併せて行った場合には、ヘルパーとしての対価を受けることができるようになります。
 - ② また、様々な事情によって介護サービスを利用しない場合は、家族介護慰労金を支給することができるようになります。
 - ③ このほか、介護用品の支給や、家族介護者の交流事業なども実施できるようにします。

○ 家族介護慰労金は、家庭で介護を行う家族への慰労として、次のような高齢者を介護している家族を対象に、年1回、年額10万円までの金品をお渡しするものです（13年度から支給）。

- ・重度（要介護度4、5）の高齢者
- ・住民税非課税世帯
- ・介護サービスを1年間利用しなかった者（年間1週間程度の短期入所の利用を除く）

また、家族介護用品（オムツ等）の支給及び家族介護者交流事業をあわせて実施できるようにします（年額10万円程度まで）。

「5. 介護サービスの対象外の者に対して介護予防・生活支援の対策を拡充する。」について

- 要介護認定で制度の対象外になる高齢者をはじめとする在宅の高齢者に対して、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を支えるための支援を行うための対策を推進します。
- 介護保険法とは別に、生きがいデイサービスや配食サービスなどの拡充を図ることにより、要介護認定の対象外となる高齢者も安心して生活が送れるように努めます。

「6. 高齢化の更なる進行に対応し、今後の介護体制の充実を図るため、スーパー・ゴールド・プランを早急に策定する。」について

- 介護が必要な高齢者を支援する介護サービス基盤の一層の整備を進めるため、中長期的観点から、各自治体の介護保険事業計画のとりまとめ状況を踏まえながら、新ゴールドプランの後の新しいプランを策定します。

「7. 介護にかかる財源及びそのあり方について
は、実施状況を見ながら3党で協議する。」
について

- 3党の協議結果を踏まえて適切に対応します。